

離職退去者の利用可能な住戸一覧(27年3月31日現在)

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
	田村市	梵天川団地	福島県田村市滝根町神保字梵天川237番地2	簡易耐火	2	3K	4,200円	・市内に住所を有すること。 ・平成20年11月1日以降に雇用先から解雇等に伴い、現に居住している住戸から退去を余儀なくされた方、又はその同居親族に該当することが、客観的に証明される方であること。 ・暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員でないこと。(同居者も含む)	○離職退去者に限る。 ○使用期間は原則6ヶ月とする。 (場合によっては6ヶ月間延長することができる。) ○お問い合わせ先 田村市役所都市計画課 TEL:0247-92-1114
	会津美里町	布才地団地	福島県大沼郡会津美里町字布才地419番地1		1	3DK	6,500円/1ヶ月	次の要件をすべて満たしている方 (1)申込日時点の雇用状況が次のア、イのいずれかに該当する方 ア、既に失業状態にある方。ただし、離職時期は平成20年11月1日以降。 イ、申込日から1ヶ月以内に「解雇」「雇用契約期間満了による雇止め」により離職することが決定している在職者 (2)離職理由が次のア、イのいずれかに該当する方 ア、解雇 イ、雇用契約期間満了による雇止め (3)賃失する住居が次のア、イのいずれかに該当する方 ア、家主が管理し従業員に対して貸与する社宅の社員 (4)入居者全員が「暴力団による不当行為の防止等に関する法律第2条6号」に規定する暴力団でないこと (5)就業の章改が認められ、就職に向けた就職活動を行うこと	○原則6ヶ月以内 (特殊の事由が認められた場合に、最長で1年以内まで延長可能) ○駐車場使用料 700円/1ヶ月(1台のみ許可) ○団地内共益金の負担有り ○連絡先 福島県大沼郡会津美里町字宮北4316番地 会津美里町役場 建設課 管理係 ☎0242(56)3895
	西会津町	下小屋住宅	福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋乙3008		1	3DK	17,300円	ア、社員寮・社宅など解雇により退去させられた方。 イ、住居手当等により居住可能だった住居から退去した方。 ウ、解雇により離職し、失業給付なく住居から退去を余儀なくされた方。	○離職退去者に限る。 ・1年を超えない期間。 西会津町 建設水道課 管理係 TEL:0241-45-4530
	小計				4				

(注)「その他」の欄には必要に応じ問い合わせ先をご記入ください。

- 1: 公営住宅
- 2: 改良住宅
- 3: 特公賃
- 4: 公社
- 5: 単独住宅等

定期募集等

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)	
福島県	会津若松市	特別市営住宅								
		片柳町団地	会津若松市御旗町8番30号		3	4	3K	月額54,000円 ～64,000円	「入居要件の一部」(1)現に同居し、または同居しようとする親族があること。(2)世帯の所得が158,000円以上487,000円以下であること。(3)市町村長税を滞納していないこと。(4)入居者全員が暴力団員でないこと。	○随時空家募集(離職退去者以外も申込み可。抽選により入居者決定) ○募集期間 H27.2.26から次回募集公告日の10日前までの間 ○お問い合わせ先 会津若松市役所建設課 *電話0242-39-1268
	南相馬市	日の出町団地	南相馬市原町区日の出45番地の3		1	1	3K	8,300～12,500円 /1ヶ月	「入居要件の一部」 (1)現に同居し、または同居しようとする親族があること。 (2)収入月額が158,000円(裁量世帯は121,400円)以下であること。 (3)現に住宅に滞納していることが明らかであること。 (4)税金を滞納していないこと。 (5)暴力団員でないこと。	○定期空家募集(離職退去者以外も申込み可。公募により入居者決定) ○募集期間 H27.1～27.4.14 ○お問い合わせ先 南相馬市建設部建築住宅課市営住宅係 *0244-24-5253 南相馬市小高区産業建設課建設管理係 *0244-44-6804 南相馬市鹿島区産業建設課建設管理係 *0244-46-2116
		仲町団地	南相馬市原町区仲町三丁目		1	4	3K	9,700～22,100円 /1ヶ月		
	田村市	神俣団地	福島県田村市滝根町神俣字五林平226	中層耐火	1	3DK	15,100～		(1)現に同居し、または同居しようとする親族があること。 (2)収入月額が158,000円以下であること。 (3)収入月額が158,000円以下であること。 (4)市町村税を滞納していないこと(5)暴力団員でないこと。	○通常空家募集(離職退去者以外も申込み可。抽選により入居者決定) ○募集期間 H27.4.1～27.4.15 ○お問い合わせ先 田村市役所都市計画課 *TEL0247-82-1114 南相馬市建設部建設管理係 *TEL0247-78-1205
	南会津町	湯/花団地	福島県南会津郡南会津町湯/花1182番地		1	2	3DK	21,400～ 31,900円	「入居要件の一部」 (1)現に同居し、または同居しようとする親族があること。 (2)収入月額が158,000円以下であること。 (3)現に住宅に滞納していることが明らかであること。 (5)暴力団員でないこと。	○定期空家募集(離職退去者以外も申込み可。抽選により入居者決定) ○募集期間 H27.3.25～27.4.7 ○お問い合わせ先 建設管理係 TEL0241-62-6230
		和泉団地	福島県南会津郡南会津町和泉字谷地2649番地1		1	1	4DK	23,400～ 34,900円		
	柳津町	大平団地1号棟	福島県河沼郡柳津町大字柳津字榎/浦甲382番地		1	1	3DK	月額12,500円～ 31,500円(26年度家賃の場合) *所得に応じて毎年変動)	「入居要件」 (1)世帯の所得月額が158,000円(裁量階層は121,400円)以下であること。 (2)現に住宅に滞納していることが明らかであること。 (3)入居者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。 (4)市町村税を滞納していないこと。	○定期空家募集(離職退去者以外も申込み可) ○募集期間 随時募集 ○使用料の他に再費、収費がかかります。
		大平団地2号棟	福島県河沼郡柳津町大字柳津字榎/浦甲382番地		1	1	3DK	月額14,300円～ 48,800円(26年度家賃の場合) *所得に応じて毎年変動)		○お問い合わせ先 柳津町役所建設課建設管理係 TEL0241-42-2117
	三春町	舞木団地	福島県田村郡三春町大字下舞木字正神平181番地		1	1	3DK	10,000～18,800	①同居する親族があること。 ②現に住宅に滞納していることが明らかであること。 ③世帯の所得額が基準内であること。	連絡先 建設課建築グループ *0247-62-2113 *募集期間(予定) H27.5.8～H27.5.15
		八雲団地	福島県田村郡三春町字小浜海道100番地		1	1	3DK	11,800～22,900	(1)一般世帯 月額所得が158,000円以下 (2)裁量階層世帯 月額所得が214,000円以下	
		駅南ヶ丘団地	福島県田村郡三春町八島台五丁目1番地の3		1	2	3DK	14,500～29,500	④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。	
かつぎばし団地		福島県田村郡三春町大字平次字担橋91番地の5		1	1	3LDK	18,900～37,000			
一本松34団地		福島県田村郡三春町字一本松34番地		3	1	3LDK	50,000	①同居する親族があること。 ②世帯の所得額が158,000円以上487,000円以下であること。 ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。	連絡先 建設課建築グループ *0247-62-2113 *募集期間(予定) H27.4.13～H27.4.20	
かいやま団地		福島県田村郡三春町大字員山字馬場33番地		3	2	2DK	41,000	①同居する親族があること。 ②世帯の所得額が158,000円以上487,000円以下であること。 ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。		
小計					23					